

振動発生施設（設置・変更）について

鉱山（事業場）の名称					
鉱山（事業場）の所在地					
鉱山（事業場）の事業内容					
常時使用する鉱山労働者数					
振動の防止の方法					
振動発生施設の種類の種類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

備考

- 1 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 2 振動発生施設の種類の欄には、振動規制法施行令（昭和 51 年政令 280 号）別表第 1 に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号及び名称を記載すること。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 振動発生施設の種類の種類及び能力ごとの数又は振動発生施設の使用の方法に変更がある場合であっても、振動規制法第 8 条第 1 項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該振動発生施設の種類の種類については、記載しないこと。
- 5 次の事項を記載した書類を添付すること。
 - (1) 振動発生施設の配置図
 - (2) 振動発生施設の所在する鉱山（事業場）及びその付近の見取図
 - (3) 振動指定区域及び区域の区分を示す図面
- 6 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。